

平成 29 年度  
美作市社会福祉協議会  
事業計画

社会福祉法人 美作市社会福祉協議会

# 平成29年度 美作市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

少子高齢化が進行する中、経済・雇用情勢の変化や、地域社会・家族形態の変容などを背景に、ひきこもり・孤立死や虐待などの権利擁護の問題、生活困窮といった新たな福祉課題・生活課題が生じています。こうした課題は高齢者だけでなく、子育て家庭の孤立や青少年の不登校やいじめなどの問題、若年無業者（ひきこもり、ニート及び失業者）等あらゆる世代に渡っています。

家族や親族、職場といったセーフティネットの機能が弱まったことにより、社会的に孤立した状態で生活に困窮する方々を支える新たな仕組みが求められています。行政を中心とした的確な対応策の構築とともに、問題が深刻化する前に身近な地域で早期に発見し、予防的な視点も含めてサポートする総合的な体制作りが必要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

このような状況の中で、美作市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核組織として、その使命と役割を十分に果たすことが求められており、地域で生活する全ての住民の福祉の向上を願い活動しなければなりません。

本会は、従来より取り組んできた「地区社協を基礎組織に据えた地域福祉の推進」に加えて制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを生かして、早期に発見し、解決することによって地域づくりを進める一。

この個別支援と地域支援を融合する新たな地域支援の取り組みを強化し、地域住民や行政、多様な関係機関・団体との協働により「地域住民による共助の層を厚くする仕組みづくり」に向けその活動を推進してまいります。

そして昨年度に引き続き、全国社会福祉協議会が示した「社協・生活支援活動強化方針」に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めていくことを基本方針とします。

# 社協・生活支援活動強化方針(全社協)

美作市社会福祉協議会は、全社協の「社協・生活支援活動強化方針」を踏まえつつ、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

## 1. あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

## 2. 相談・支援体制の強化

生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

## 3. アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

## 4. 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

## 5. 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

## 平成29年度の重点事業

1. 地区社会福祉協議会活動の充実・強化
2. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
3. 権利擁護・生活支援体制の強化
4. 「福祉のまちづくり行動計画」の策定
5. 地域における公益的な取組みの実施
6. ボランティアの育成と活動支援
7. 子育て支援の推進
8. 広報活動の充実
9. 介護保険と在宅福祉サービスの充実、  
障がい者自立支援事業の円滑な運営
10. 福祉団体への支援
11. 法人運営体制の強化
12. 指定管理施設の経営
13. 共同募金運動の推進

# 重点事業に対する取り組み

## 1. 地区社会福祉協議会活動の充実・強化

地区社協活動の活性化により、住民主体のネットワークや福祉関係機関も含めたネットワークづくりを推進していくことで、地域の課題・住民ニーズを解決していく仕組みを形成します。この取り組みの背景としては、社協が本来行うべきコミュニティワーク（地域に対する援助技術）の向上を目指し、自助・共助・公助のあり方を改めて見直し、多様なケースを視野に入れながら地域ネットワークの推進を行います。

### 1) 福祉ネットワークづくり事業の推進

#### ① 地区社協基盤強化事業

- ・地区社協構成員に愛育委員、栄養委員、民生委員、ボランティア等を含めた組織の基盤強化を行う。

#### ② 地区社協福祉会議事業

- ・地区の福祉課題を把握し、課題解決に向けた仕組みづくりを行う。
- ・地区の福祉課題を解決するための活動計画書を策定する。

#### ③ おたがいさまネット事業

- ・地区社協を運営主体に、従来の見守りが必要な高齢者世帯に加え、生活困窮者、ニート、ひきこもり、障がい者等の世帯に対して住民の自主活動による定期的な見守り活動や生活に必要な支援を行う。
- ・見守り会議を開催し、見守り対象者と訪問員の名前だしを行う。
- ・必要に応じて集落単位で支援方法を検討する「ご近所会議」の開催。
- ・市社協の支援は、福祉相談員・専門員が見守り会議や対象者、訪問員の調整活動を地域と協働して行う。

### 2) 地区社協メニュー事業の実施

#### ① 地域文化伝承事業

#### ② 広報紙作成支援事業

#### ③ 高齢者ミニデイサービス事業

#### ④ 友愛訪問支援事業

#### ⑤ ふれあい・いきいきサロン新規立ち上げ推進事業

### 3) 各種連絡会・委員会の開催

#### ① 地域社協連絡会の開催

<市圏域>

- ② 地域社協会議の開催 <地域圏域>
- ③ 地区社協事業専門委員会の開催 <市圏域>
- ④ 地区社協会長・事務長会議の開催 <市圏域>

4) 愛育委員・栄養委員・民生委員・ボランティア等との連携

5) 地域包括支援センターとの連携

6) 保健・福祉・医療等関係機関・団体との連携

7) 救急医療情報キットの普及

8) 生活支援体制整備事業の推進

- ① 支え合い委員会の開催（6 地域）
- ② 生活支援コーディネーターの配置（6 地域）

## 2. ふれあい・いきいきサロン活動の推進

閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、並びに介護予防の促進を図ることを目的に住民主体で行うふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

1) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業

- ① サロンの立上げ及び運営支援
- ② サロン活動助成事業
- ③ サロン食材費助成事業
- ④ サロン備品整備助成事業（平成 27～29 年度）
- ⑤ サロン外出支援事業
- ⑥ サロン買い物支援事業（平成 27～29 年度）

2) 住民参加型まちづくり普及啓発事業

- ① サロンリーダー研修会の開催

## 3. 権利擁護・生活支援体制の強化

誰もが住み慣れた地域で生活したいと思う気持ちを尊重し、支援を必要とする人が、安心して暮らせるよう福祉サービスの利用相談や手続き等支援のため、継続して次の事業に取り組みます。

#### 1) おたがいさまネット事業

- ① 見守り会議の実施（30地区社協）
- ② 福祉相談員による要支援者と訪問員の訪問調整、相談業務
- ③ ふれあい訪問員研修会の開催

#### 2) 日常生活自立支援事業

- ① 日常生活自立支援事業の実施
- ② 生活支援員による援助実施

#### 3) 法人後見事業

- ① 法人後見運営委員会の開催（年2回）
- ② 成年後見制度利用相談の実施
- ③ 法人後見事業の実施
- ④ 法人後見支援員による援助実施

#### 4) 権利擁護の普及・啓発・連携

- ① 成年後見制度、日常生活自立支援事業の広報活動、出前講座の実施
- ② 美作市権利擁護センターとの連携、協力

#### 5) 生活福祉資金貸付事業

- ① 県社協生活福祉資金の貸付及び償還業務の実施
- ② 市社協生活困窮者等緊急援護資金の貸付及び償還業務の実施  
（新設）

#### 6) 暮らしの困りごと相談会の実施

#### 7) 生活困窮者自立支援に関する事業

- ① 緊急食糧支援おむすび事業
- ② 修学支援リユース事業
- ③ 子どもの学習支援・居場所づくり事業

### 4. 「福祉のまちづくり行動計画」の策定

社会状況の変化や美作市の策定する各種福祉計画等を踏まえ、社会福祉協議会の原点でもある「住民主体の原則や地域性の尊重、さらにネットワークのあり方」について、その機能の強化をどのように進めるのか、将来的に市社協が実施する事業等に関する「福祉のまちづくり行動計画」を平成29年度に策定し、平成30年度から32年度までの3カ年計画とします。

## 5. 地域における公益的な取組の実施

改正社会福祉法で美作市内に所在する社会福祉法人等が、それぞれの事業分野の枠を超えて、相互の連携と協働を図りながら、制度の狭間にある新たな福祉ニーズに組織的かつ継続的に取り組む新たな組織を設立し、地域のセーフティネットの役割を担う各種事業を実施します。

### 1) 「美作市内の社会福祉法人等連絡協議会」の設置・運営

### 2) 市内社会福祉法人等による連携事業

- ① 「カツ弁配達事業」（生活困窮者への配食サービス）
- ② 「お家さわやか事業」（ゴミ屋敷の清掃作業）
- ③ 「わーく・わーく事業」（中間就労支援）

## 6. ボランティア団体の育成と活動支援

市内のボランティア活動を支援するとともに、住民の自主的参加を促進するため各種ボランティア養成講座等を開催し、人材の確保に努めるとともにボランティア活動に参加しやすい体制作りに取り組めます。

### 1) ボランティア活動の支援

- ① 各種ボランティア（団体・個人）の連絡調整や活動支援
- ② ボランティアグループの育成・支援

### 2) ボランティア活動の啓発

- ① 「夏のボランティア体験事業」の実施
- ② 小・中学校等での福祉教育に関する支援
- ③ 人材の育成（各種養成講座、研修会等の開催）  
手話奉仕員養成講座の開催

## 7. 子育て支援の推進

子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など子育て支援のための事業、また仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組めます。

### 1) 子育てサロン

（勝田1、大原1、東栗倉1、美作2、作東2、英田1）



- 2) あかちゃんサロン（美作）
- 3) 預かり保育（大原・美作）
- 4) ファミリー・サポート・センター（美作）
- 5) 子育て用品の貸出事業

## 8. 広報活動の充実

市民に対して社協事業や福祉情報などを提供し、福祉の啓蒙を行うため広報紙やホームページにより広報活動の一層の充実を図ります。

また、地区社協だよりの発行を推進するため、助成や支援を行います。

- 1) 社協だよりの発行（年間6回）
- 2) ホームページの充実
- 3) 地区社協だより発行の推進

## 9. 介護保険と在宅福祉サービスの充実・障がい者自立支援事業の円滑な運営

利用者が可能な限り居宅において、自己の能力に依りて自立した日常生活を営むことができるよう、また障がい者・児の社会参加と地域での自立生活支援充実のため、継続して次の事業に取り組みます。

### 1) 指定介護保険事業所

- ① 居宅介護支援事業（大原）
- ② 訪問介護事業（大原・作東）
- ③ 通所介護事業（大原・東粟倉・作東）
- ④ 訪問入浴介護事業（大原）
- ⑤ 介護予防事業

### 2) 在宅福祉事業

- ① 福祉器具、物品、祭壇の貸出事業
- ② 福祉機器、介護用品斡旋事業
- ③ 福祉有償運送事業
- ④ 生活管理指導員派遣事業（大原・作東）
- ⑤ 食の自立支援事業（大原・作東・英田）

### 3) 障害者自立支援事業

- ① 居宅介護事業（大原・作東）
- ② 地域生活支援事業
- ③ 障がい者作業所（美作：むぎの会）地域活動支援センターⅢ型

## 10. 福祉団体への支援

福祉団体の自主運営に向けた支援を含め、活動支援に取り組めます。

- 1) 老人クラブ連合会
- 2) 身体障害者福祉協会
- 3) 遺族会
- 4) 保護司会
- 5) ボランティア連絡協議会

## 11. 法人運営体制の強化

正副会長会議、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催

- 1) 経営、財政基盤の確立
- 2) 諸規程等の整備
- 3) 社会福祉協議会会員の加入促進
- 4) 広報紙への有料広告の掲載
- 5) 役職員の資質向上に向けた研修の実施

## 12. 指定管理施設の経営

- 1) 美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」（勝田支所）
- 2) 美作市大原居宅サービスセンター（大原支所）
- 3) 美作市コスモス苑（東粟倉支所）
- 4) 東粟倉ふれあいセンター（東粟倉支所）
- 5) 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール（美作支所）

## 13. 共同募金運動の推進

共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努めます。

- 1) 共同募金会への協力
- 2) 共同募金配分金事業の適性実施
- 3) 共同募金特別支援事業の実施
  - ① 共同募金活動強化特別支援事業
  - ② 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業